年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	せん	,等,	の概算	更

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 5件

茨城国民年金 事案 1142

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から同年3月まで

ねんきん特別便を確認したところ、昭和57年1月から同年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料が未納とされていた。

昭和51年1月から国民年金に任意加入し、52年1月からは付加保険料も納付しており、61年4月に国民年金第3号被保険者となるまで、納期限ごとに保険料を納付していたはずである。

このため、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、昭和51年1月26日に国民年金保険に任意加入後、申立期間及び国民年金第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付しているとともに、52年1月からは付加保険料も納付している。

また、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によると、申立人は、申立期間前後の期間について、付加保険料を含む保険料を納付していることが確認できることから、申立期間の付加保険料を含む保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人の夫は、申立期間当時、厚生年金保険に加入しており、オンライン記録により確認できる標準報酬月額による収入に大きな変化は見られない上、生活状況にも大きな変化は認められないことから、申立人に係る申立期間の保険料の納付について経済的な問題は無かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年10月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月1日から37年4月2日まで

② 昭和39年1月1日から同年2月10日まで

③ 昭和41年10月1日から同年12月1日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、B社に勤務していた申立期間①、C社に勤務していた申立期間②及びA社に勤務していた申立期間③について、加入記録が無いことが判明した。

各事業所は兄弟会社であり、C社及びA社の事業主は同一であったほか、 各事業所を通じて業務内容も同一であった。

継続して勤務し、給与も毎月支給されていたので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、オンライン記録によると、申立人は、昭和39年2月10日にC社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、41年10月1日に同資格を喪失してから、同年12月1日にA社において被保険者資格を取得するまでの当該期間に、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

一方、申立人が名前を挙げた同僚(以下「同僚D」という。)に照会したところ、申立人は、C社において被保険者資格を取得した昭和39年2月からA社を退職した43年12月まで、継続して勤務していた旨のほか、C社及びA社の事業主及び工場の所在地は同一であり、自身及び申立人は、勤務場所が変わることもなく、申立期間中、A社に勤務していた旨の証言が得られた。

また、同僚Dは、申立期間当時に、事業所名が変わったことは記憶して

いるが、途中で厚生年金保険料が控除されなくなった記憶は無く、A社においても継続して保険料が控除されていたとしている。

さらに、履歴事項全部証明書により、A社は、C社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である昭和41年10月1日に設立したことが確認できるところ、オンライン記録では、その時点において同社における被保険者資格を有していた者は、申立人を含め11人いることが確認できるとともに、全員が同年12月1日に新規適用となったA社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、労働局に照会したところ、A社において、上記 11 人のうち、申立人について、昭和 41 年 10 月 25 日から 43 年 12 月 25 日までの期間、雇用保険に加入していたことが確認できる旨のほか、6 人について、申立人と同様、41 年 10 月 25 日からそれぞれ会社を退職するまで、雇用保険に加入していたことが確認できる旨の回答が得られた。

これらのことから、A社には、申立期間において、適用事業所の要件を満たす5人以上の従業員が在籍していたものと判断される。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A 社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたもの と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係るオンライン記録における昭和 41 年 12 月の記録から、2万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間において適用事業所となる要件を満たしていたにもかかわらず、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①及び②について、申立人が、申立期間①にB社に勤務していた こと及び申立期間②にC社に勤務していたことは、当時の同僚の証言からう かがうことができる。

一方、オンライン記録により、申立人は、申立期間①及び②の間に別の事業所に出向していることが確認できるところ、B社から別事業所への出向日及び別事業所からC社への復帰日については、確認することができない。

また、申立期間①にB社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者及び申立期間②にC社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が判明した6人に照会したところ、2人から回答が得られたものの、申立人に係る厚生年金保険の加入に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、両事業所の後継事業所であるA社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、閉鎖登記簿謄本及び事業所別被保険者名簿

に記載されている事業主は、既に他界しているため、当時の状況について 照会することができない。

このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年2年26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月26日から同年3月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和46年2月26日から同年3月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

A社の入社日は、昭和46年2月26日であり、給与明細書により、申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書において確認できる保険料控除額から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成5年5月31日に解散しており、申立期間当時の事業主も既に他界しているため確認できず、このほかにこれを確認できる関係資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和28年4月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月27日から同年5月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店に勤務していた期間のうち、昭和28年4月27日から同年5月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和27年12月15日から平成元年9月1日まで、A社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された雇用保険受給資格者証により、昭和27年12月5日から平成元年8月31日まで、申立人は雇用保険に加入していたことが確認できる。

また、A社人事部人事グループ及び申立人から提出された「社員台帳」により、昭和28年4月27日に「B支店へ転勤を命ずる。」と記載されていることが確認できる。

さらに、A社人事部人事グループから、「社員台帳」を除いて当時の資料は 残存していないものの、「社員台帳」には退職した形跡もないので、給与から 申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたと思われる旨の回答が得られ た。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚3人に照会したところ、全員から、申立 期間中、申立人は正社員として勤務していた旨の証言が得られた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社B支店に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和28年5月の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成9年11月を32万円、同年12月から10年4月までを30万円、同年5月を32万円、同年6月から同年11月までを30万円、同年12月を32万円、11年1月から同年3月までを30万円、同年4月を32万円、同年5月から12年2月までを30万円、同年3月から14年2月までを32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年11月1日から9年10月1日まで

② 平成9年11月1日から14年3月21日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成8年11月1日から9年10月1日までの期間及び同年11月1日から14年3月21日までの期間について、標準報酬月額が支給された給与額より低い旨の回答を受けた。

勤務期間を通じて、32 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を継続して控除されていたことは間違いないので、両申立期間の標準報酬月額について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録により、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、32万円と記録されていたところ、平成10年6月23日付けで、8年11月1日に遡及して訂正され、16万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に照会したところ、申立期間当時、同社は社会保険料を滞納し

ており、これを解消する方策として、社会保険事務所との話し合いの上、遡 及訂正処理に至った旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、32万円に訂正することが必要であると認められる。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当該期間のうち、平成9年11月から11年9月までは16万円、同年10月から12年9月までは20万円、同年10月から13年9月までは22万円、同年10月から14年2月までは26万円となっている。

一方、申立人から提出された平成9年12月分から12年12月分までの給与明細書(平成10年1月分、同年3月分及び同年9月分の給与明細書を除く。)により、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額より高い額に対応する保険料額(標準報酬月額32万円相当)が控除され、オンライン記録上の標準報酬月額より高い額の給与(標準報酬月額30万円又は32万円相当)を受けていることが確認できる。

また、A社に照会したところ、申立人から提出された給与明細書は同社のものであり、控除方式は翌月控除であった旨のほか、当初、実際の給与支給額よりも低い報酬月額(16万円)を社会保険事務所に届け、その後、事実に基づく標準報酬月額の回復に努めたものの、申立人については回復が不完全であった旨の回答が得られた。

このことから、申立人は平成13年1月分以降の給与明細書を所持していないものの、同年1月分以降の給与においても、ほぼ同額の給与を受けるとともに、給与支給額に見合う厚生年金保険料が継続して控除されていたものと推認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年法律第131号)に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成9年11月を32万円、同年12月から10年4月までを30万円、同年5月を32万円、同年6月から同年11月までを30万円、同年12月を32万円、11年1月から同年3月までを30万円、同年4月を32万円、同年5月から12年2月までを30万円、同年3月から14年2月までを32万円とすることが妥当であ

る。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付する 義務を履行したか否かについては、事業主は、給与明細書で確認できる報酬 月額又は保険料控除額に見合う報酬月額の届出を行っていないことを認め ていることから、事業主は、給与明細書において確認又は推認できる保険料 控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、 社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入 の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基 づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められ る。

申立人のA社における資格取得日は、既に平成7年12月21日に訂正され、同年12月21日から8年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を7年12月21日とし、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月21日から8年1月1日まで 年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務して

いた期間のうち、平成7年12月21日から8年1月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間について、給与明細書により厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者記録は、B社C支店に係る資格喪失日が平成7年12月21日、A社に係る資格取得日が8年1月1日とされ、7年12月21日から8年1月1日までの期間については、厚生年金保険法75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

一方、労働局に照会したところ、申立人は、A社において、平成7年12月21日に雇用保険被保険者資格を取得し、12年12月20日に同資格を喪失している旨の回答が得られた。

また、A社から提出された「経歴一覧」により、申立人は、平成7年12月21日にB社C支店を転出し、同日にA社へ転入していることが確認できる。

さらに、A社から提出された、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認

および標準報酬決定通知書の写し(以下「通知書の写し」という。)により、 平成16年1月6日に、申立人のA社に係る資格取得日を8年1月1日から7 年12月21日に訂正する届出が提出されていることが確認できる。

加えて、申立人から提出された月俸明細書(平成8年1月分)により、平成7年12月の厚生年金保険料(標準報酬月額59万円相当)が給与から控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された月俸明細書(平成8年1月分)及び通知書の写しから、59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和33年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月30日から同年7月1日まで 年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務して いた期間のうち、昭和33年6月30日から同年7月1日までの期間について、 厚生年金保険の加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、A社を昭和33年6月30日付けで退職したので、申立期間について 厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の事務担当者から、申立人は昭和33年6月30日まで勤務し、厚生年金保険料も控除されていたはずである旨の証言が得られたことから、申立人は、申立期間に同組合に勤務し、申立期間の厚生年金保険料が控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、被保険者名簿における昭和 32 年10月の標準報酬月額から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成10年6月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため確認できないが、事業主が資格喪失日を昭和33年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間②のA社における標準賞与額に係る記録を、58万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年1月から15年12月まで

② 平成15年12月19日

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①のうち、平成9年1月から10年11月までの標準報酬月額が47万円であることが判明した。しかし、給与明細書でも分かるとおり、多い時で51万3,500円の給与を受け取っていたはずなので、当該期間について、給与に見合った額に標準報酬月額を訂正してほしい。

また、平成10年12月から15年12月までの標準報酬月額が、32万円ないし30万円に下がっていることが判明した。しかし、私が満60歳になった平成10年*月からの5年間、給与は下がったものの、差額分を賞与として受け取っており、年間収入はそれ以前と変わらないはずなので、当該期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

さらに、平成15年12月に支給された賞与の記録が漏れている。しかし、賞与明細書でも分かるとおり、賞与から当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に申立期間の標準賞与額に係る記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人から提出された平成15年12月分の賞与明細書により、申立人は、58万5,000円の標準賞与額に相当する賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、58万5,000円の標準賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保

険料控除額から、58万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について 申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関 する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定 し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控 除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞ れに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額の いずれか低い方の額を認定することになる。

申立人から、申立期間のうち、平成9年10月から14年12月までの期間、15年6月及び同年9月から同年12月までの期間の給与明細書が提出されているが、当該明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録による標準報酬月額と一致していることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、上記期間を除く期間については、給与明細書等が無く、申立人の報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人のオンライン記録には、遡って訂正処理が行われた等、不自然な事務処理が行われた形跡は無く、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の申立人のA社B支店における標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく 厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を 納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月1日から同年10月1日まで

年金事務所に厚生年金保険加入記録を照会したところ、A社B支店に配属された直後の5か月間について、標準報酬月額が低額となっている旨の回答を受けた。当時の初任給は1万4,000円であり、支店配属時に給与は減額されていないはずなので、申立期間の標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、高校卒業後新規採用者としてA社に入社した旨を主張しているところ、申立人から提出された同社の労働組合関係の資料により、申立期間当時の高校卒業後新規採用者の初任給は1万4,000円であったことが確認できる。

また、申立人は、入社当初は研修のためC都道府県の本社に所属し、研修終了後にD市区町村の支店に配属となった旨を主張しているところ、A社から、申立期間当時の高卒初任給は1万4,000円であり、研修終了後に各職場に配属になる際、給与が減額される取扱いは無かったことから、申立人は1万4,000円の給与を受けていたと思われる旨の回答が得られた。

さらに、申立人と同時にA社B支店において被保険者資格を取得している者 5人に照会したところ、3人から回答があり、全員から、支店配属後給与が下 がったことはない旨の、うち2人から、厚生年金保険料控除額が減額されたこ とは無いと思う旨の証言が得られた。

加えて、i)申立人と同日の昭和38年4月1日にA社本社において被保険 者資格を取得し、同年6月1日に同社B支店において被保険者資格を取得した 者6人、ii) 昭和37年4月1日及び39年4月1日にA社本社において被保険者資格を取得し、その直後に同社B支店において被保険者資格を取得した者22人の合計28人は、被保険者原票により、A社本社における標準報酬月額と同額又は増額されて同社B支店において標準報酬月額が決定されていることが確認できるほか、当該28人のうち、存命中で連絡先が判明した26人に照会したところ、14人から回答があり、うち9人から、支店配属後に給与が減額されたことは無い旨の証言が得られた。

また、申立人と同日の昭和38年4月1日にA社本社において被保険者資格を取得し、その後各事業所に配属された、高校新卒と思われる者は、同社B支店に配属になった者を除き、全員が当初同社本社において資格取得した時の標準報酬月額と同額か、増額されて、配属先の標準報酬月額が決定されている。

これらを総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、その主張する額の給与を受けていたこと及びその主張する標準報酬月額(1万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

茨城国民年金 事案 1143

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間及び 58 年 4 月から 61 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から55年3月まで

② 昭和58年4月から61年11月まで

ねんきん特別便が届き、両申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。両申立期間を含め、税金等においても未納は無く、納付すべきものは全て納めてきた。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、両申立期間の保 険料が全て未納であり、申立期間も56月と長期間である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1144

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から59年12月まで

ねんきん特別便が届き、自分の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納及び申請免除となっていた。当時は理容店を開業しており、毎年、税務署に行き青色申告をする際、課税所得から納付していた国民年金保険料を控除していた。

このため、申立期間の保険料が未納及び申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和54年1月から59年12月までの期間については申請免除期間であり、申立人の夫も同様に申請免除となっていることから、少なくとも同期間については納付書が発行されたとは考え難い。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和 59 年4月から同年 12 月までの国民年金保険料申請免除の手続を、申立人の夫と一緒に同年 5 月 15 日に行っていることから、少なくとも当該年度において、申立人のみが申請免除を行わずに保険料を納付したという主張には矛盾がある。

さらに、申立期間のうち、昭和 45 年 1 月から 53 年 12 月までの期間について、申立人は保険料の納付を主張しているが、申立人の夫も保険料を納付しておらず、申立人については国民年金加入時にA市区町村で払い出された国民年金手帳記号番号と同番号で直後の申請免除の記録が残っていることなど、別の番号の手帳が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1145

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 7 月から 56 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から56年7月まで

ねんきん特別便を確認したところ、昭和49年7月から56年7月までの期間について、国民年金保険料の納付事実の確認ができなかった。

申立期間については、昭和50年3月頃に、A市区町村役場の職員が自宅に来て、国民年金保険料を納付するように言われたため、49年7月までの夫婦二人分の保険料を納付し、50年4月以降の保険料を納期限ごとに納付していたはずである。

このため、申立期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、申立人が所持する年金手帳の交付日及び直後の任意加入者の国民年金手帳記号番号により、昭和 57 年 5 月 29 日であると考えられる上、同手帳には、初めて被保険者になった日が「昭和 56 年 8 月 25 日」と記載されていることが確認できることから、申立期間については、国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の大半について、国民年金保険料を遡って納付したことはないと主張しており、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1146

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 48 年 6 月までの期間及び 49 年 7 月から 55 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月から48年6月まで

② 昭和49年7月から55年4月まで

昭和 56 年から 58 年頃、A市区町村役場年金課の女性職員から、国民年金の特例納付制度を勧められ、30 数万円の保険料を納付した。未納となっていた期間の保険料をすべて納付したつもりでいたが、特例納付期間が昭和 55 年4月で終了した事実を後から知ったので、少なくとも同年同月までの保険料は納付したはずである。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和60年6月20日以降と考えられ、この時点では、両申立期間については時効により保険料を納付できない。

また、申立人が国民年金に加入した昭和60年6月時点では、特例納付制度 は存在しないため、両申立期間の保険料を特例納付により納付することはで きない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和 60 年 7 月 15 日に作成された納付書により、同年 8 月 19 日に、58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を納付(納付日が 8 月になったため、58 年 4 月から同年 6 月までの保険料が時効後の納付により還付)した事実が確認できることから、申立人は、これと特例納付を混同している事情がうかがわれる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計

簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形 跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事 情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1295

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年1月から同年9月まで

② 平成3年10月から4年9月まで

③ 平成4年10月から同年12月まで

④ 平成5年1月から7年3月まで

⑤ 平成8年8月から9年3月まで

ねんきん定期便を確認したところ、私が代表取締役を務めていたA社の記録において、各申立期間の標準報酬月額が引き下げられていることが判明した。各申立期間に報酬が減額した覚えは無く、申立期間①、②及び③については38万円、申立期間④及び⑤については50万円の報酬を受けていたので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間①の標準報酬月額は、当初、44万円であったところ、平成3年9月9日付けで同年1月1日に遡って30万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間②の標準報酬月額は、当初、平成3年10月1日から4年10月1日までの期間について30万円とする算定基礎届の処理が行われたところ、申立期間①に係る処理と同日の3年9月9日付けで当該記録が取消され、20万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は申立期間①及び②に同社の代表取締役を務めていたことが確認できるとともに、申立人は同社の経理を担当していた者は自身の妻であったと主張していることから、申立人が申立てに係る届出に関与していなかったとは考え難い。

これらのことから、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間①及び②における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない

2 申立期間③、④及び⑤について、オンライン記録では、申立人の申立期間 における標準報酬月額が遡及して訂正された事実は無い上、不自然な記録訂 正は見られない。

また、当時、A社が社会保険関係及び経理関係事務を委託していた社会保険労務士及び会計事務所に照会したところ、当時の書類は残っていないため、申立人の標準報酬月額については分からない旨の回答が得られた。

さらに、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。)第1条第1項ただし書では、特例対象者(申立人)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないこと を知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正 の対象とすることはできない旨が規定されている。

A社の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間③、④及び⑤においても、同社の代表取締役を務めていたことが確認できるとともに、申立人は、当該期間に同社の経理を担当していた者は、自身の妻であったと主張していることから、申立人が申立てに係る届出を知らなかった、又は知り得る立場になかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、特例法第1条第1項ただし書の規定により、申立人は、当該期間において「厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできず、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1296

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月1日から42年12月31日までの期間の

うち3か月間

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和40年1月1日から42年12月31日までの期間のうち、A社B工場に勤務していた3か月間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、時期ははっきり覚えていないが、C駅から電車でA社B工場に通勤し、正社員として、部品の組立ラインにおいて勤務をしており、毎月の給与から社会保険料も控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社B工場において厚生年金保険被保険者資格を有していた者 15 人及び当時、申立人と同様、同社同工場において部品組立ラインに勤務していた者 2 人の計 17 人に照会したところ、12 人から回答が得られたものの、いずれも、申立人が同社同工場に勤務していたことを記憶しておらず、当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

また、申立人は申立期間当時の同僚を一人も記憶しておらず、照会することができない。

さらに、A社に照会したところ、申立期間の資料が残存していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入に係る取扱いについては確認できない旨の回答が得られた。

加えて、申立人は、地元の公共職業安定所を通じて、A社B工場に入社した旨を主張しているところ、申立期間当時、同社同工場勤労課において、人事及び労務を担当していた者から、当時、正社員については、公共職業安定所を通じ各事業所において採用されることはなく、本社採用であり、一方、工場労働者については、臨時工として入社し、6か月の試用期間を経て、正社員に登用されるケースが一般的であり、試用期間中、労災保険に加入はしていたが、厚

生年金保険には未加入であった旨の回答が得られた。

また、申立期間に係るA社B工場における健康保険厚生年金保険被保険者原 票には申立人の名前は無い。なお、当該原票に欠番があったことから、欠番部 分の厚生年金保険記号番号払出簿を確認したものの、申立人の名前は無い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月1日から57年8月1日まで

年金事務所に標準報酬月額を照会したところ、A社にB職として勤務していた昭和52年10月1日から57年8月1日までの期間について、自分の記憶する当時の給与と相違する旨の回答を受けた。

申立期間当時、給与は順調に昇給していたはずだが、標準報酬月額の記録は、増減を繰り返している。標準報酬月額を適正な額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」 (写)に基づき、申立期間における定時決定及び随時改定の際の算定基礎となる3か月の給与の平均額から算出した標準報酬月額は、被保険者原票により確認できる申立期間の標準報酬月額と一致している。

また、C企業年金基金から提出された申立人に係る「加入者台帳」に記載されている標準報酬月額は、被保険者原票により確認できる標準報酬月額と一致している。

さらに、申立人は「給与支給額が毎月変動するようなことは無かった。」旨を主張しているが、A社に照会したところ、申立期間当時の給与台帳等の資料が無いため、給与支給額を確認することはできないものの、B職については、実績により手当として奨励給が支給されており、毎月の給与支給額に変動があった旨の回答が得られた。

加えて、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を有していた7人に照会したところ、4人から回答があり、B職は実績により奨励給等が支給されており、毎月の支給額に変動があった旨の証言が得られた。

これらのことから、申立人の申立期間における報酬月額は、実績に基づき決定される奨励給等の額により、毎月変動していたことがうかがえる。

また、標準報酬月額を決定又は改定する際の算定の基礎となる報酬月額は、 算定対象月となる3か月の報酬月額であることから、対象月に支給された奨励 給等の額の変動により、申立期間における標準報酬月額も増額又は減額したものと考えられる。

さらに、B職であった同僚一人から提出された、申立期間当時の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額は、被保険者原票上の標準報酬月額に相当することが確認できる。

このほか、申立人の被保険者原票には、遡って訂正処理が行われた等、不自然な事務処理が行われた形跡は無い上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、 申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与 から控除されていたことを認めることはできない。

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月1日から55年6月1日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和52年10月1日から55年6月1日までの期間について、私の記憶する給与と標準報酬月額が相違することが判明した。

昭和52年12月1日から54年12月1日までの期間、B社に出向していたが、厚生年金保険については、出向元であるA社における被保険者資格を継続して有しており、出向するにあたり、服務・給与等の取扱いに関しては、著しく不利益にならないよう配慮されていたと思う。

このため、申立期間の標準報酬月額を適正な額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人から、申立期間のうち、昭和53年4月分、54年5月分及び同年12月分の給与明細書並びに53年分給与所得の源泉徴収票が提出されているが、当該給与明細書及び源泉徴収票により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、被保険者名簿に記載されている標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。また、申立期間のうち、給与明細書及び源泉徴収票が保管されていない期間について、A社に照会したところ、申立期間当時の賃金台帳等は残存しないため、標準報酬月額の取扱いについて不明である旨の回答が得られた。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の

標準報酬月額は、昭和52年10月1日付けの定時決定により20万円、55年6月1日付けの月額変更届により30万円と記載されていることが確認できるとともに、それぞれ、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致している上、遡って訂正処理が行われた形跡は無く、不自然な事務処理もうかがえない。

加えて、申立人が、自身と同様にA社からB社に出向し、前任者でもあるとして名前を挙げた同僚に照会したものの、標準報酬月額に関しては不明としており、具体的な証言は得られなかった。

また、申立人が出向していたB社に照会したところ、申立期間当時の賃金台帳等は残存しないため、申立人の厚生年金保険の取扱い等について確認することができない旨の回答が得られた。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、 申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与 から控除されていたことを認めることはできない。

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年8月1日から41年8月1日まで

② 昭和48年11月1日から56年10月31日まで

年金事務所で厚生年金保険の標準報酬月額を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②について、いずれも、私が記憶している給与総支給額又は役員報酬額を下回っていることが判明した。

このことから、両申立期間の標準報酬月額について、給与総支給額及び役員報酬額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は昭和 57 年 12 月に解散しているところ、その事業承継会社であるC社から提出された「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」(写)により、申立人のA社における 39 年 8 月 1 日付けの標準報酬月額は 1 万 8,000 円であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、C社から提出された「被保険者標準報酬改定通知書」(写)により、申立人のA社における標準報酬月額は、昭和40年4月から同年9月までの期間については2万8,000円、同年10月以降の期間については3万円であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、申立期間当時の事業主及び社会保険関係の事務担当者は、いずれも既に他界しているほか、A社に係る法人登記により確認できる役員について、オンライン記録により検索したものの、該当する者が見当たらず、照会することができない。

加えて、申立人が名前を挙げた者及び申立人とほぼ同時期にA社における厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、存命中で連絡先が判明した6人に照会したところ、3人から回答が得られたものの、いずれも、申立人の標準報酬月額及び保険料の控除等については分からないとしてお

り、申立人の標準報酬月額及び保険料の控除等について具体的な証言を得ることができなかった。

2 申立期間②について、B社は平成元年12月に解散している上、当時の事業主、同社に係る法人登記により確認できる役員及び申立人が名前を挙げた社会保険事務担当者は、いずれも既に他界しているため、照会することができない。

また、申立期間当時、B社において給与関係の事務を担当していた者に 照会したところ、当時、経理及び給与関係の事務は、全て、申立人が行っ ていた旨の証言が得られた。

さらに、申立期間当時、B社の監査役に就任していた申立人の兄の妻から、申立人は同社の専務取締役として勤務していた旨のほか、自身の夫の役員報酬額は、毎月、20万円程度であり、申立人の役員報酬額もほぼ同額であったと記憶している旨の証言が得られた。

なお、申立人は、自身の役員報酬額を30万円であったと主張しているものの、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と申立人の兄の標準報酬月額は、申立期間を通じて、同額であることが確認できる。

3 このほか、申立人の両申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額 が確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が両申立期間において、 その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたこと をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。